

計画作成年度	平成 30 年度
計画主体	岩手県一関市

一関市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 一関市農林部農政課・農地林務課

所 在 地 一関市竹山町7番2号

電話番号 0191-21-8427

FAX番号 0191-21-4221

メールアドレス nosei@city.ichinoseki.iwate.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス、スズメ、ヒヨドリ、サギ類 ^(※) 、カルガモ、カワウ、キツネ、タヌキ、ハクビシン、アナグマ、ニホンジカ、カモシカ、イノシシ、ツキノワグマ
計画期間	平成30年度～平成32年度
対象地域	岩手県一関市

※サギ類…アオサギ、ダイサギ、チュウサギ、コサギ、アマサギ、ゴイサギ

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成 29 年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
カラス スズメ ヒヨドリ サギ類 カルガモ	水稻 果樹（リンゴ等） 飼料作物（デントコーン等）	被害面積 被害金額	34.4ha 9,199,000円
カワウ	淡水魚（アユ、ヤマメ等）	被害面積 被害金額	0ha 0円
キツネ タヌキ ハクビシン アナグマ	野菜（イチゴ、ミニトマト等） 果樹（リンゴ等） 豆類（大豆等）	被害面積 被害金額	6.5ha 2,564,000円
ニホンジカ カモシカ	水稻 野菜（枝豆等） 果樹（リンゴ等） 豆類（大豆等）	被害面積 被害金額	64.1ha 10,896,000円
イノシシ	水稻 いも類（じゃがいも、里芋等）	被害面積 被害金額	3.6ha 1,351,000円
ツキノワグマ	水稻 果樹（リンゴ、ブドウ等） 飼料作物（デントコーン等）	被害面積 被害金額	1.9ha 414,000円

(2) 被害の傾向

○カラス、スズメ、ヒヨドリ、サギ類、カルガモ

市内一円で農作物被害や生活環境に係る被害が発生している。農作物被害は、水稻直播き時、田植え後の踏み荒らし、農作物収穫前の被害が多く、稻、野菜（トウモロコシ等）及び果樹（リンゴ等）の食害が発生している。また、生活環境被害とし、カラスによる建物の破損被害や糞尿による建物汚損被害が発生している。

○カワウ

市内で被害は発生していないものの、県内において、カワウの生息数の急増や生息域の拡大により、アユやヤマメ等の内水面魚類が多大なる被害にあっており、今後、市内で被害の発生が見込まれる。

○キツネ、タヌキ、ハクビシン、アナグマ

市内一円で野菜や果樹への被害が発生している。特に、ハクビシンによる被害が大きく、野菜（イチゴ、ミニトマト）のビニールハウス内に侵入しての食害、果樹（リンゴ等）の食害、さらには人家等の屋根裏に棲みつき、糞尿で建物を汚損する被害が発生している。

○ニホンジカ、カモシカ

水稻の食害及び植栽した苗木の芽の食害などの果樹被害等多数発生している。特に、カモシカは市内一円で恒常に目撃され、被害も拡大している。

また、ニホンジカにおいても生息域の拡大により、市内全域において被害が発生している。

○イノシシ

平成17年度ごろから、市内西部を中心に目撃情報が寄せられていたが、現時点において、生息域の拡大により、市内一円で目撃されている。

被害については、特に市内西部を中心に発生しており、水田の圃場はもとより畠畔等の水稻やいも類の食害など、多岐にわたっている。

○ツキノワグマ

一関地域や大東地域において、果樹（リンゴ、ブドウ等）、野菜（トウモロコシ等）や飼料作物（デントコーン等）が食害される被害が多数発生している。また、民家付近や通学路等にも頻繁に出没しており、平成27年には1件、平成29年には2件の人身被害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成29年度）		目標値（平成32年度）	
カラス スズメ ヒヨドリ サギ類 カルガモ	被害面積 被害金額	34. 4ha 9, 199, 000円	被害面積 被害金額	27. 5ha 7, 360, 000円
カワウ	被害面積 被害金額	0ha 0円	被害面積 被害金額	0ha 0円
キツネ タヌキ ハクビシン アナグマ	被害面積 被害金額	6. 5ha 2, 564, 000円	被害面積 被害金額	5. 2ha 2, 050, 000円
ニホンジカ カモシカ	被害面積 被害金額	64. 1ha 10, 896, 000円	被害面積 被害金額	51. 3ha 8, 717, 000円
イノシシ	被害面積 被害金額	3. 6ha 1, 351, 000円	被害面積 被害金額	2. 9ha 1, 080, 000円
ツキノワグマ	被害面積 被害金額	1. 9ha 414, 000円	被害面積 被害金額	1. 5ha 331, 000円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	○西磐獣友会及び東磐獣友会に有害鳥獣の捕獲を依頼し、銃器及びわなによる捕獲を行っている。 ○有害鳥獣の捕獲等の件数に応じて報償費を支出している。また、わな材料代を負担している。	○鳥類に関しては、毎年、定期的に銃器やわなによる捕獲を実施しているが、過去3年の平均捕獲実績が計画の約1割となっており、農作物被害軽減までは至っていない。 ○ツキノワグマ、ニホンジカ及びハクビシンについては、有害捕獲により捕獲されているものの、個体数の増加や生息域の拡大により、過去3年の平均捕獲実績が計画の約2割となっており、被害を軽減するまでに至っていない。

		<p>○イノシシについては、近年、個体数の増加により被害も拡大しており、有害捕獲を実施しているものの、過去3年の平均捕獲実績が計画の約2割となっており、成果は上がっていない。</p>
防護柵の設置等に関する取組	○農地周辺への電気柵の設置や網、防鳥テープ等を設置	<p>○網は、ツキノワグマにより破られたり倒されたりするなどして被害阻止が難しい。</p> <p>○電気柵については、効果はあるものの設置費用が高く、一部分のみの設置となり、全域の被害軽減策までとは至っていない。</p> <p>○爆音器は、ツキノワグマ等が慣れて驚かなくなっていることから、効果が薄い。</p>

(5) 今後の取組方針

- 対象鳥獣について、銃器やわなによる捕獲を実施するとともに、捕獲体制の強化を図る。
- 鳥類については、被害が集中する春、秋を中心に銃器及びわなによる捕獲を強化する。
- 獣類については、くくりわな及び箱わなの設置台数増加や一度に大量捕獲が見込める広いわなの設置による捕獲の強化を図るとともに、電気柵等の防護柵設置を推進し、農作物被害防止に努める。
- 狩猟免許取得者を増やす働きかけをするとともに、貸出しわなを増やし捕獲体制の充実を図る。
- 住民に対し、自ら農作物を守る意識を持ち、地域ぐるみによる鳥獣被害対策が講じられるよう、啓発活動を強化する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- 西磐獣友会長及び東磐獣友会長の推薦を受けた者を捕獲実施者として依頼し、銃器及びわなによる捕獲を実施する。
- 対象鳥獣を緊急に捕獲しなければならない場合については、市長が任命した鳥獣被害防止対策実施隊員が捕獲に従事する。
- ハクビシンについては、県の第12次鳥獣保護管理事業計画及び一関市有害鳥獣捕獲等事務処理要領に基づき捕獲が許可された者（わな免許を取得していない者を含む）に対して、箱わなの貸出を行い捕獲を推進する。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
平成30年度	カラス、スズメ、ヒヨドリ、サギ類、カルガモ、カワウ、キツネ、タヌキ、ハクビシン、アナグマ、ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ	箱わなの貸出 狩猟免許取得者の育成・確保
平成31年度	カラス、スズメ、ヒヨドリ、サギ類、カルガモ、カワウ、キツネ、タヌキ、ハクビシン、アナグマ、ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ	箱わなの貸出 狩猟免許取得者の育成・確保
平成32年度	カラス、スズメ、ヒヨドリ、サギ類、カルガモ、カワウ、キツネ、タヌキ、ハクビシン、アナグマ、ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ	箱わなの貸出 狩猟免許取得者の育成・確保

※箱わなの貸出について、鳥類の捕獲にあっては、カラスの捕獲に使用する場合に限る。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
県の第12次鳥獣保護管理事業計画を踏まえ、近年の有害捕獲申請実績に基づいて設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
カラス	10,000 羽	10,000 羽	10,000 羽
スズメ	2,000 羽	2,000 羽	2,000 羽
ヒヨドリ	1,100 羽	1,100 羽	1,100 羽
サギ類	3,000 羽	3,000 羽	3,000 羽
カルガモ	1,200 羽	1,200 羽	1,200 羽
カワウ	500羽	500羽	500羽
キツネ	300 匹	300 匹	300 匹
タヌキ	400 匹	400 匹	400 匹
ハクビシン	2,000 匹	2,000 匹	2,000 匹
アナグマ	40 匹	40 匹	40 匹
ニホンジカ	300 頭	300 頭	300 頭
イノシシ	150 頭	150 頭	150 頭

捕獲等の取組内容
○鳥類については、住宅密集地を除く地域において、春、秋を中心に銃器及びわな（カラス類に限る）による捕獲を実施するとともに、被害の増減に応じた捕獲体制の変更など対策を講じる。
○キツネ及びタヌキについては、被害の報告のあった箇所において、箱わなにより捕獲する。
○ハクビシン及びアナグマについては、市全域の被害箇所において、箱わなを用い通年で捕獲する。
○ニホンジカについては、被害地周辺の森林等において、現に被害を及ぼしていると思われる個体を銃器及びくくりわなにより捕獲する。
○イノシシについては、被害地周辺の森林等において、現に被害を及ぼしていると思われる個体を銃器、くくりわな及び箱わなにより捕獲する。
○ツキノワグマについては被害箇所の状況により銃器及び箱わなにより捕獲する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

○ライフル銃による捕獲等を実施する必要性

- ・侵入防止柵の設置、わなや散弾銃を利用した有害捕獲を実施しているが、農作物被害は恒常に発生し、特にニホンジカ及びイノシシによる被害は拡大傾向にある。
- ・当地域の農作物被害は、中山間地帯で多発し、野生鳥獣も多く生息している。散弾銃のみの有害捕獲では、至近距離からの発砲が必要となり、対象獣に気づかれ有害捕獲が進まない状況にある。
- ・射程の長いライフル銃による有害捕獲を実施することにより、遠距離からの捕獲が可能となり精度も上がり、捕獲率が向上する。また、半矢を防止することができる。

＜参考＞ 一関市鳥獣被害対策実施隊及び有害鳥獣捕獲協力員 232名

うちライフル銃所持者 131名

○取組内容

- ・ニホンジカ及びイノシシの有害捕獲

捕獲手段：ライフル銃による捕獲

捕獲予定時期：4月～3月

捕獲予定箇所：市内一円

- ・ツキノワグマの有害捕獲

捕獲手段：ライフル銃による捕獲

捕獲時期及び捕獲場所：有害鳥獣捕獲許可による

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
一関市全域	アオサギ、ダイサギ、チュウサギ、コサギ、アマサギ

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
キツネ、タヌキ、ハクビシン、アナグマ、ニホンジカ、カモシカ、イノシシ、ツキノワグマ	電気柵 25,000m	電気柵 25,000m	電気柵 25,000m

(2) その他被害防止に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
平成30年度	カラス、スズメ、ヒヨドリ、サギ類、カルガモ、カワウ、キツネ、タヌキ、ハクビシン、アナグマ、ニホンジカ、カモシカ、イノシシ、ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・被害防止対策協議会の開催 ・被害防止に関する知識の普及啓発活動の実施
平成31年度	カラス、スズメ、ヒヨドリ、サギ類、カルガモ、カワウ、キツネ、タヌキ、ハクビシン、アナグマ、ニホンジカ、カモシカ、イノシシ、ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・被害防止対策協議会の開催 ・被害防止に関する知識の普及啓発活動の実施
平成32年度	カラス、スズメ、ヒヨドリ、サギ類、カルガモ、カワウ、キツネ、タヌキ、ハクビシン、アナグマ、ニホンジカ、カモシカ、イノシシ、ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・被害防止対策協議会の開催 ・被害防止に関する知識の普及啓発活動の実施

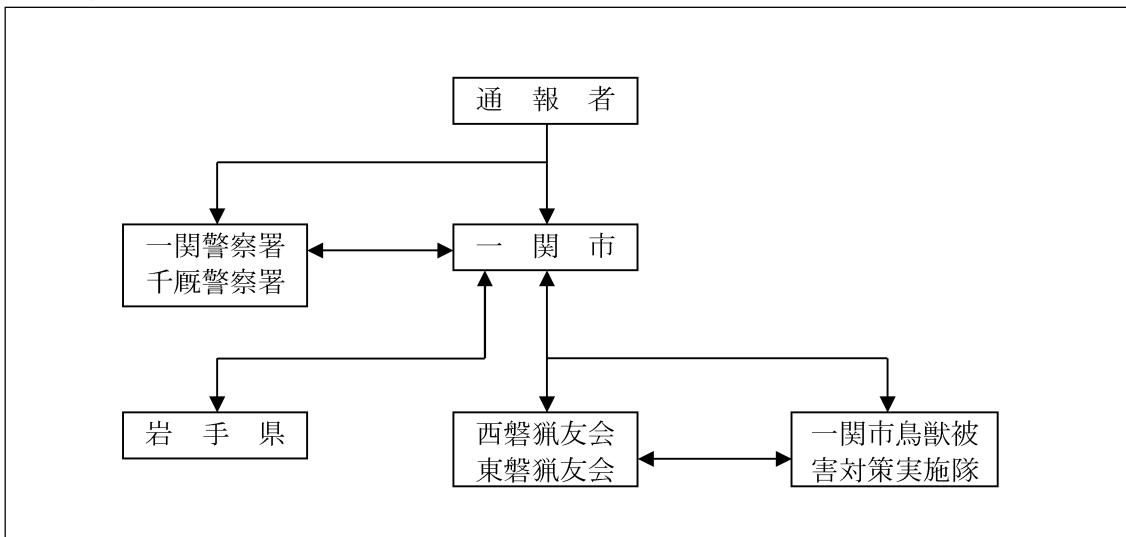
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
岩手県	関係機関との連絡調整、捕獲許可
一関市	関係機関との連絡調整、注意喚起、実施隊へ捕獲依頼、捕獲許可
一関警察署	関係機関との連絡調整、注意喚起

千厩警察署	関係機関との連絡調整、注意喚起
西磐獣友会	対象鳥獣の捕獲
東磐獣友会	対象鳥獣の捕獲
一関市鳥獣被害対策実施隊	緊急を要する対象鳥獣の捕獲

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	一関市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
一関市	協議会事務局、協議会に関する連絡・調整
一関市農業委員会	鳥獣被害防止対策の意見提言
西磐獣友会	有害鳥獣捕獲活動の実施及び意見提言
東磐獣友会	有害鳥獣捕獲活動の実施及び意見提言
いわて平泉農業協同組合	農作物の被害状況等の把握、情報収集及び意見提言
岩手県農業共済組合 磐井地域センター	農作物の被害状況等の把握、情報収集及び意見提言
一関地方森林組合	林産物の被害状況等の把握、情報収集及び意見提言
一関農林振興センター	有害鳥獣対策等における指導、助言
一関保健福祉環境センター	有害鳥獣捕獲等における指導、助言
一関農業改良普及センター	有害鳥獣防除の技術的指導
鳥獣保護管理員協議会一関支部	野生動物保護視点における意見提言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
一関警察署	銃刀法に基づく安全管理指導、助言
千厩警察署	銃刀法に基づく安全管理指導、助言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

西磐獣友会会長及び東磐獣友会会長から推薦を受け、市長が適任と判断した者を、市の鳥獣被害対策実施隊員に任命し、対象鳥獣を緊急に捕獲しなければならない場合、対応にあたる。

本実施隊員は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条に定めのある対象鳥獣捕獲員として位置付ける。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

新たな狩猟免許所持者の確保のため、第1種銃猟免許及び猟銃の所持許可または、わな猟免許の新規獲得に係る必要となる経費を一関市が補助するほかに、講習会や広報活動を開催し、捕獲体制の強化と担い手育成を図る。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

県の第12次鳥獣保護管理事業計画、岩手県ツキノワグマ捕獲等許可事務処理要領及び一関市ツキノワグマ捕獲等許可事務処理要領に基づいて、適正に処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

野生鳥獣肉の放射性物質検査において、食品中の放射性物質の基準値（100ベクレル/kg）を超過したことにより、岩手県全域を対象にシカ肉（平成24年7月26日付）、クマ肉（平成24年10月22日付）及びヤマドリ肉（平成24年10月22日付）については、国から出荷制限がされている。

現在も出荷制限が解除されていないため、現時点において食品としての利用等は検討していない。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--